

現 場 説 明 書

令和4年度 環境の杜ふれあい壁面防水修繕

令和4年度

那覇市・南風原町環境施設組合

I. 仕様書

- 【別紙1】 修繕用看板の規格・寸法等（参考）
- 【別紙2】 提出書類
- 【別紙3】 数量公開の説明書

II. 数量書

III. 図面

1. 修繕名：令和4年度 環境の杜ふれあい壁面防水修繕
2. 修繕場所：南風原町字新川588番地（環境の杜ふれあい）
3. 修繕期間：契約の日から 令和5年3月31日まで
※修繕期間内に完成検査を実施し、手直しを完了させること。
4. 修繕概要：環境の杜ふれあい施設の東側壁面防水修繕
 - ・仮設工事：1式、
 - ・アスベスト除去工事：1式、
 - ・防水工事：1式、
 - ・アスベスト粉塵濃度測定：1式、
 - ・廃材運搬・処分：1式
5. 関連工事：環境の杜ふれあい公園整備工事（4－2）
6. 質疑回答：本修繕の内容についての質疑・回答は、公告に基づき行う。数量に関する質疑は別途「数量質問書（別紙3参照）」により行い、質疑の期限は厳守すること。（期限を過ぎた場合は受付けない）なお、質疑がない場合は、本修繕における参考数量について差し支えないものとする。
7. 一般事項
 - 1) 本仕様書、修繕請負契約書、特記仕様書及び設計図書（以下『設計図書等』という。）に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」、それに基づく監理指針である「建築改修工事監理指針」、同監修「建築工事安全施工技術指針」、「建築工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）」、「建設副産物適正処理推進要綱」（いずれも最新年版）による。
 - 2) 本修繕では、関係法令を遵守の上、災害または公害の防止に努めること。
 - 3) 本修繕でいう監督員とは、那覇市・南風原町環境施設組合の担当職員をいう。
 - 4) 本修繕の施工にあたっては、設計図書及び監督員の指揮・指示等に従って施工するとともに監督員への質疑・要望等がある場合は、書面にて行うこと。
 - 5) 現場技術者の配置
 - a. 現場代理人：修繕現場に常駐できること。
 - b. 主任技術者：主任技術者として1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士（仕上げ）、1級防水施工技能士又は技能検定に合格後3年以上の実務経験を有する2級防水施工技能士のいずれかの資格保有者を配置すること。なお現場代理人と主任技術者は兼ねることができる。

- c. 監理技術者：建設業法による。
- d. 専門技術者：専門技術者として2級防水施工技能士以上の資格保有者を配置すること。なお現場代理人、主任技術者と専門技術者は兼ねることができる。
- e. 安全管理者：労働安全衛生法による。

※ 上記の技術者は事前に監督員の承諾を受け、現場の修繕技術・施工図・工事監理・安全衛生・工程管理等に十分対応出来る体制をとること。なお、a, b, c, eの技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前に3ヶ月以上の期間）を有する者で、資格者証及び健康保険被保険者証の写しを監督員に提出するものとする。

6) 本修繕において変更が生じた場合は、設計変更として契約の変更を行うことを原則とするが、修繕施工上当然必要と認められる軽微な変更や、監督官庁からの些細な訂正事項には、請負金額の増減はないものとする。

7) 修繕による道路及び周辺の土地、家屋、工作物等への損傷あるいは人身事故が起こらないように十分な措置をとること。

8) 着手前の隣接施設調査及び周辺への配慮

本修繕により隣接する住宅等を含む施設に汚染損壊等影響を与えないよう協力会全体で十分な予防措置を取り、修繕に伴い発生する騒音・振動・粉じん等の公害についても万全措置を講ずること。なお、削岩機を使用する作業の場合は、騒音規制法及び振動規制法に基づく届出をすること。また修繕に先立ち、現場内外における隣接施設の状況を調査及び写真撮影等により、現状を十分把握し、完了後にも同様の調査を行い、万が一、汚染や損壊を与えた場合は、受注者の負担にてすみやかに現状の復旧を行うものとする。また、現場からの泥土等により、周辺道路を汚染した場合は、速やかに清掃等を行うものとする。修繕着手前に近隣施設及び民家等に対し、修繕協力願いを書面で作成し、配布するものとする。発注者が修繕説明会を行う場合には、これに協力すること。

9) 修繕用水・仮設電力等

本修繕に必要な電気、電話、水道、排水施設等に要する手続きは受注者で行い、かつその設置に要する費用・使用料金等は受注者の負担とする。

10) 官公庁諸手続き

イ) 本修繕に必要な関係官庁及びその他の機関への許認可等必要な申請及び手続きは、遅滞なく行い、かつこれらの手続きに要する費用はすべて受注者の負担とする（修繕後も含む）。

ロ) 資材搬出入についての諸手続きは、所轄警察署及び道路管理者等と十分調整の上、受注者が行うものとし、実施にあたっては関係官公署の指示に従うとともに、特に車両渋滞の防止、一般通行者に対し警備員を配置し、交通安全対策及び公害防止に努めること。また、資材搬出入、従業員の出入り等により周辺の道路、側溝、塀、立木等に損傷を与えた場合は、受注者の負担において直ちに善処（原型復旧、又は補償）する。

11) 施工計画等

修繕着手前に総合施工計画書（総合仮設計画書等を含む）、各工種施工計画書等を提出して、監督員の承諾を得ること。

ロ) 施工図

施工前には必ず施工図を作成し、速やかに監督員の承諾を受けてから施工を行うこと。

ハ) 見本

監督員が施工見本を必要と判断した場合、施工内容、施工程度の判断可能な見本を作成しなければならない（工程に余裕を持って行うこと）。

- 1 2) 使用材料は、施工に先立ち資材承諾を得るものとする。また、使用材料で材料試験を要するのは、受注者の負担にて実施し、公的機関で実施された報告書を提出すること。なお、使用材料は、材料検査簿・材料搬入簿・廃材搬出簿・伝票・写真等で確認できるようにすること。
- 1 3) 既設防水シート、接着剤の撤去後、既設壁面の状況や目視・打診等による劣化箇所（剥離・ひび割れ等）の確認を行い、速やかに劣化部分等施工数量調査結果を監督員へ報告すること。また、図面、仕様書等と一致しない工法・材料がある場合、その他疑義が生じた場合等は、逐次、監督員と協議の上、施工を行うこと。
- 1 4) 使用材料については、沖縄県内で生産又は製造され、かつ、その規格・品質・価格等が適正である場合はこれを優先して使用すること。また、再生資源や再生製品等についても同様とする。
- 1 5) 接着剤、合板類、塗装剤、シーリング材等使用材料は、シックハウス対策品とし、資材承諾の中で原則としてMSDS（化学物質等安全確認データシート）等を添付し、揮発性有機化合物の規定値（厚生労働省の濃度指針値）以下の確認後、監督員の承諾を得るものとする。MSDS等の含有確認資料がない場合は、材料選択の再検討、あるいは公的機関での濃度測定を行い、安全性の確認をする。完成後、必要に際し、化学物質を放散している疑いがあるものについては、化学物質濃度検査を行い報告すること。
- 1 6) 本修繕で使用する資材、製品等はすべて石綿を一切含有しないものとする。
- 1 7) 本修繕における廃材（塗料空缶等含む）・廃棄物・一般ゴミ等は、南風原町の規定に基づいた分別をし、リサイクル処理に努めること（マニフェストを提出し、処理方法を明確にすること）。建設リサイクル法対象工事の場合は、法に基づき適切な手続きを行うこと。
- 1 8) 修繕中に発生する産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に基づき適切に処理しなければならない。また、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、沖縄県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。
- 1 9) 資材等の運搬について
土砂等の運搬が運送契約により行われる場合は、正規の運送免許を受けた者及び車両を利用すること。また、積載超過のないよう関係法令を遵守するとともに、交通安全管理を徹底すること。

20) 環境負荷を軽減するため、環境への影響を配慮した公共工事を推進する。施工にあたっては、環境に配慮した施工に努めること。

21) 本修繕者は、修繕完了の目標に向かって環境の杜ふれあい指定管理者と協力体制を整え、毎週1回程度の総合的な工程管理会議を行うこと。会議録及び資料作成は、本修繕の受注者が担当するものとする。

22) 上記工程会議は、危険防止及び労働条件の是正を目的とした環境整備に関する事項等も含むものとする。

23) 修繕用看板等

- イ) 修繕用看板を設置すること。規格・寸法は参考資料として【別紙1】に記載。
- ロ) 監督員の指示により、安全表示板、交通標示板を現場内外に設置する。

24) 修繕保険等

受注者は、修繕施工にあたり、下記の法定外労災補償（建設共済等）、請負業者賠償責任保険に加入し、保険証券等の写しを工事着手後14日以内に提出しなければならない。また、①雇用する建退共制度の対象労働者への共済証紙の購入、②下請け契約が発生する場合にも下請け業者の共済証紙の購入、③下請け業者の規模が小さく建退共制度の事務処理能力が十分でない場合には、元請け業者ができる限り下請け業者の事務の受託に努めること。その他の保険については監督員と協議し、新たに付保した場合にはその旨通知すること。

保険対象：請負契約の対象となっている修繕全体

保険金額：請負代金金額（支給材料、貸与品等を含む）

保険期間：修繕着手の日から修繕期間最終日+14日以上

保険条件：イ) 法定外労災補償（建設共済等）

 填補限度額 1名につき2,000万円以上

ロ) 請負業者賠償責任保険

 填補限度額（対人）1名につき5,000万円以上、1災害につき1億円以上

 〃（対物）1災害につき1,000万円以上、免責金額10万円以下

ハ) 火災保険

ニ) 組立保険

25) 提出書類等

イ) 【別紙2】に記載する書類は遅滞なく提出すること。

ロ) 完成図書は【別紙2】による。

鍵（3本1組）は使用個所を明記した鍵札（アクリル製）をつけて鍵箱に、また予備品工具類は、予備品箱及び工具箱にそれぞれ整理し、目録とともに引き渡す。なお、CD-R又はDVD-Rで提出するデータには、竣工図のほか施工図、関係法令の許可書、届出書、完成図書の全ての書類等を含む。

竣工図、施工図等の図面関係は、JW-CADとPDFのそれぞれのデータを作成し、その他の書類は、excel、wordとPDFそれぞれのデータを作成すること。

作成したデータは、完成図書の目次に沿ってフォルダ毎に整理し、どの書類がどこにあるか一目で解るようにすること。

2 6) 電子納品

本修繕は電子納品対象修繕としない。

2 7) 修繕完成後の管理

受注者は、修繕完成後から引き渡しまでの維持管理（通風等）をし、またその期間及び引き渡し後において発見された材料や工法に起因する欠陥は、速やかに修復すること。

2 8) 修繕完成後の諸官庁検査、各種検査など

受注者は完成後においても、諸官庁等による検査等の協力の申し出があった場合には、資料の準備、提供、作成及び立ち会い等を行い、その検査による指摘及び欠陥等は、受注者負担で速やかに修復すること。また瑕疵期間以内に那覇市・南風原町環境施設組合から指示がある場合も同様とする。

2 9) その他

- イ) 修繕請負代金額 5 0 0 万円以上の修繕については「工事カルテ」を作成し、(財)日本建設情報総合センターに提出すること。
- ロ) 既存の工作物、道路、影響を及ぼす施設・配管等を十分養生すること。
- ハ) 施工にあたり交通整理計画、仮設計画及び地下埋設物対応について十分検討を行うこと。
- ニ) 構内警備は、修繕の段階に応じて適当な人員を配置すること。特に修繕中及び休日の保安について配慮すること。
- ホ) 必要に応じて警備員を配置すること（出入口付近、車両・重機が頻繁に交差する場所など）。
- ヘ) 原則として、修繕用及び作業員用駐車場は独自で確保し、違法駐車など近隣へ迷惑を及ぼす行為を禁止するなど、全作業員へ指導を徹底すること。
- ト) 修繕完成後、施工場所（周辺道路含む）等は、速やかに現状復旧すること。
- チ) 受注者は、修繕完成後においても、発注者から本修繕に関する資料提供、調査依頼等の協力の申し出があった場合は、この求めに応ずるよう努める。
- リ) 修繕写真は、日付・工事工程・材料・寸法・数量・試験等、状況が明確にわかるように写真管理等を徹底する。写真用の黒板には修繕名、日付、工程、被写体の概要、立会者名を記入する欄を設けること。
- ヌ) 受注者は、修繕施工において、自ら立案実施した創意工夫や高度な技術力に関する事項、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、修繕完成時までに所定の様式により提出することができる。

3 0) 下請け契約における代金支払の適正化について

- 1) 修繕の一部を下請負人と契約する場合は、「建設業法遵守ガイドライン（改訂）」に則り関係法令等を遵守し適正な取引を行うこと。

3 1) 暴力団排除措置要綱に基づく排除措置について

- 1) 受注者は、当該修繕契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨）を提出しなければならない」等の義務を課さなければならない。
- 2) 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨）を提出しない者と、下請負契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
- 3) 受注者は、その旨全ての当該修繕関連者に周知しなければならない。

3 2) 建設業退職金共済制度について

受注者は、「建設業退職金共済制度」に加入し、以下の項目を順守すること。

- 1) その掛金収納書を契約後1カ月以内に発注者に提出すること。
- 2) 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業修繕現場」標識を掲示すること。
- 3) 未加入下請け事業者に対して同制度の加入を指導すること。

3 3) 修繕数量の公開

本修繕は、数量公開の対象修繕であり、修繕内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下、「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、設計図書等と同時に公開し、その提供方法は設計図書等の提供と同一の手法による。

数量書の公開は、数量公開の説明書【別紙3】及び、数量書【別添】による。

修繕数量は参考数量であり、内容の如何に係らず、契約上何等の拘束をするものではなく、業者数量と本修繕数量が異なっても、修繕価格の見直しは行わない。

3 4) 環境の杜ふれあい指定管理者等との調整

- 1) 修繕期間中は環境の杜ふれあい及び環境の杜ふれあい公園の運営上支障のないように、環境の杜ふれあい指定管理者側及び監督員と十分な調整の上、工程表の作成並びに安全管理（大型車両等の出入りはその時間帯を環境の杜ふれあい指定管理者側及び監督員と調整の上行うこと）を行うこと。また、環境の杜ふれあい指定管理者側及び環境の杜ふれあい公園利用者の動線と本修繕範囲を適時、シート、仮囲い又はロープ等で区分し、安全の確保に努めること。
- 2) 現場事務所及び修繕用・作業員駐車場は、原則として現場敷地外に独自で確保すること。
- 3) 施設には機械警備センサーが設置されているため、環境の杜ふれあい指定管理者及び警備会社と調整の上施工を行うこと。他施設保安業者等との調整についても同様とする。
- 4) 上記以外においても、施工上必要な他業者との調整等は、全て受注者にて行い、監督員へ調整結果を報告すること。

3 5) その他必要な事項については、監督員の指示によるものとする。

8. アスベスト含有工事に関して

- 1) 事前のアスベスト含有調査結果により、防水シート及びその接着剤（以下「アスベスト含有材」という。）からアスベストが検出されており、工事に際し適切な対応が必要となっているので、関係法令を遵守し、下記のマニュアル等を参考の上、第三者に危害を及ぼすことのない

ように施工すること。なお、アスベスト処理の作業レベル1とする。

- ・建築物の解体等に係る 石綿飛散防止対策マニュアル 2014.6(環境省水・大気環境局大気環境課)
- ・新石綿技術指针对応版(平成26年施行)石綿粉じんへのばく露防止マニュアル(平成28年4月)

- 2) アスベスト含有材の除去作業(ひび割れ及び欠損部のぜい弱部分取除く作業)を行うに先立ち、関係法令及び条例等で定められた届出を行うこと。
- 3) 施工計画書を監督員に提出し確認を受ける。その際、安全に配慮するとともに、入居者に支障が生じないように留意し施工計画書の検討を行う。
- 4) 着手に先立ち、石綿作業主任者を選任した後、労働者への特別教育を実施し、その結果を監督員へ報告する。
- 5) 大気汚染防止法、石綿障害予防規則に定められた事項を掲示板により公衆及び作業員の見やすい箇所に掲示する。また、必要に応じて入居者への説明会を実施すること。
- 6) アスベスト含有材の除去作業にあたっては、作業環境にも十分配慮し、防塵マスクや防護服などを着用する。必要に応じて、作業箇所に近接する住戸の開口部等に粉塵が侵入しないよう窓を閉め、ビニール養生及び立入禁止措置を講ずる。
- 7) アスベスト含有材の除去作業を行う際は、下記の表のとおり、隔離養生を行い飛散がないように確実に養生を行うこと。また、養生内の粉塵をHEPA付真空掃除機にて吸い取る。

○アスベスト含有箇所

箇所	発生材	飛散性の区分	養生
東側壁面	防水シート及びその接着剤	非飛散性	グローブバック隔離

- 8) アスベスト含有建材の除去にあたっては、建物周囲において、空気中のアスベスト粉じん濃度の測定を行う。測定については以下のとおりとする。測定箇所については必要に応じて変更することもある。

○アスベスト粉じん濃度測定箇所

測定時期	測定箇所	測定点数
作業中	施工箇所周辺(場内、排気口、敷地境界)	各1点(計3カ所)
作業後	施工箇所周辺(場内、敷地境界)	各1点(計2カ所)
合計		5検体(計3カ所)

※ 落札業者は早急に契約手続きを行うよう努めるものとする。

修繕用看板の規格・寸法等（参考）

修 繕 名 称 : ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○修繕
場 所 : 南風原町～
修 繕 期 間 : 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
発 注 者 : 那覇市・南風原町環境施設組合 管理者 ○○ ○○
監 督 部 署 : 那覇市・南風原町環境施設組合 那覇・南風原クリーンセンター
設 計 : ○○○○設計
施 工 者 : (ポンプ等更新修繕)

※現場連絡先記入

(摘要) 大きさ：縦900×横1800（mm）程度

背景色：ホワイト

文 字：丸ゴシック体、グレー色

額 縁：四方アルミ、グレー色

● 契約後速やかに提出

	書 類	提 出 時 期	部数	備 考
<input type="checkbox"/>	着手届	修繕期間の初日	1	
<input type="checkbox"/>	現場代理人等届	契約締結後 7 日以内	1	実務経験証明書, 資格者証(写), 雇用関係証明 (保険証の(写)等) 等
<input type="checkbox"/>	修繕工程表	契約締結後 1 5 日以内	1	
<input type="checkbox"/>	施工計画書承諾願	契約締結後 1 5 日以内	1	各種施工計画書承諾願はその部分の施工にかかる 1 5 日前まで 県産建設資材使用計画書付
<input type="checkbox"/>	建設業退職金共済組合証紙購入確認書	契約締結後速やかに	1	掛金収納書添付
<input type="checkbox"/>	労働保険関係成立届出証明書	〃	1	労働保険証明願(原本)
<input type="checkbox"/>	法定外労働災害保険証書	〃	1	建設労災補償共済制度加入証明書 等
<input type="checkbox"/>	建設工事保険等	〃	1	火災・組立工事, 請負業者賠償責任 等
<input type="checkbox"/>	工事カルテ (※500万円以上のみ)	受注・変更・完成の日 から 1 0 日以内	1	500万円以上2500万円未満は受注時のみ
<input type="checkbox"/>	前金払い請求書, 保証証書	必要の都度	1	指定請求書 A-4
<input type="checkbox"/>	各種機構図		1	修繕関係者, 安全管理者, 関係機関連絡先等

● 随時提出

	書 類	提 出 時 期	部数	備 考
<input type="checkbox"/>	下請負者通知書	専門工事等の着手前	1	施工体制台帳 (下請契約の総額が3,000万円以上の場合のみ), 下請負契約書又は請書(写), 見積書, 建設業許可証, 作業員名簿, 資格証明書など
<input type="checkbox"/>	実施工程表	—	1	
<input type="checkbox"/>	週間・月間・工種別工程表	—	1	
<input type="checkbox"/>	使用材料承諾願	使用 1 5 日以前	1	使用材料承諾一覧表付
<input type="checkbox"/>	試験成績書	材料搬入毎に	1	
<input type="checkbox"/>	材料検査表, 材料搬入報告書	〃	1	
<input type="checkbox"/>	施工図	施工 1 5 日以前	1	
<input type="checkbox"/>	検査願書	検査前	1	検査内容の図面や資料を添付
<input type="checkbox"/>	修繕期間延長願	延長 1 4 日前まで	1	

● 毎月 5 日までに提出 (工事月報)

	書 類	提 出 時 期	部数	備 考
<input type="checkbox"/>	修繕進捗状況報告書	毎月 5 日迄	1	
<input type="checkbox"/>	修繕出来高調書	〃	1	
<input type="checkbox"/>	実施工程表	〃	1	契約工程表の写しに出来高を表示
<input type="checkbox"/>	県産品使用状況報告書	〃	1	
<input type="checkbox"/>	修繕打合わせに関する記録	〃	1	
<input type="checkbox"/>	工程会議議事録	〃	1	週間・月間工程表も添付
<input type="checkbox"/>	修繕進捗状況写真 (内外部)	〃	1	進捗状況がわかる現場全体の写真も添付
<input type="checkbox"/>	修繕日報	〃	1	

● 既済検査時

	書 類	規格	部数	備 考
<input type="checkbox"/>	既済部分検査願	A-4	1	契約書に掲げる回数以内
<input type="checkbox"/>	出来高内訳明細書	A-4	1	
<input type="checkbox"/>	請求書	A-4	1	既済検査終了後

● 完成図書

	書 類	規格	部数	備 考
<input type="checkbox"/>	契約関係書類	A-4	1	保険・下請・工事カルテ (写) 等
<input type="checkbox"/>	施工計画書承諾願	A-4	1	
<input type="checkbox"/>	使用材料承諾願	A-4	2	使用材料の一覧表
<input type="checkbox"/>	出来高数量総括表	—	1	材料検査表, 納品書, 出荷証明書
<input type="checkbox"/>	出来形管理	—	1	使用材料承認図と原寸との比較等
<input type="checkbox"/>	品質管理	—	1	各種材料などの品質試験結果等
<input type="checkbox"/>	検査願, 各試験成績書	—	1	各試験結果一覧, 社内検査報告書 等
<input type="checkbox"/>	県産品使用状況報告書	A-4	1	累計
<input type="checkbox"/>	産業廃棄物マニフェスト	—	1	総括表, 運搬・処分の許可証・委託契約書 (写), 搬出状況写真, A;D;E 票
<input type="checkbox"/>	建設リサイクル計画書	—	1	
<input type="checkbox"/>	各種申請書類	—	1	官公庁, その他の関係機関 等
<input type="checkbox"/>	保証書	—	1	
<input type="checkbox"/>	保守指導案内書	A-4	2	緊急連絡表, 保証書 (写), 取扱説明書, 完成図 等
<input type="checkbox"/>	施工承諾図	—	1	
<input type="checkbox"/>	安全関係書類	—	1	社内・協力会安全パトロール, 新規入場, 安全教育, KY活動 等
<input type="checkbox"/>	修繕月報	A-4	1	
<input type="checkbox"/>	工程会議資料	—	1	月間・週間工程表 等
<input type="checkbox"/>	修繕写真	A-4	1	電子納品適用の場合の提出方法は協議による
<input type="checkbox"/>	完成写真	A-4	2	上記データとは別に別冊で作成

● 完成検査合格後

	書 類	規格	部数	備 考
<input type="checkbox"/>	完成届	A-4	1	
<input type="checkbox"/>	引渡書 (鍵引渡書含む)	A-4	1	備品類, 成果品等全て
<input type="checkbox"/>	請求書	A-4	1	

※ これ以降は完成検査合格後に提出 (注: 竣工図は製本前に監理・監督員の承諾を得ること)

<input type="checkbox"/>	竣工図、施工図	A-1	2	白図観音開製本 (背文字付)
<input type="checkbox"/>	竣工図	A-3	2	白図観音開製本 (背文字付)
<input type="checkbox"/>	施工図	A-3	2	白図観音開製本 (背文字付)
<input type="checkbox"/>	電子納品成果書	A-4		
<input type="checkbox"/>	納品データ	CD-R又はDVD-R	2	竣工図・施工図 (JW-CAD・PDFデータ共), 工事写真, 完成図書の書類等 (excel, word)

※ その他、監督員の指示によるものを提出すること。

数量公開の説明書

1. 数量公開の目的

建築及び設備修繕における数量公開について、設計価格算出の透明性を確保し、入札参加者等の積算、修繕内訳書作成の効率化を図ることを目的とする。

2. 数量公開にあたって提供する資料

建築及び設備工事における数量公開とは、設計金額のもととなる修繕費内訳書から単価及び金額等を削除するなどしたもの（以下「数量書」という。）を、参考資料（参考数量）として公開、提供するものである。数量公開にあたっては以下の資料等を提供する。

- 1) 「数量公開の説明書」※本紙
- 2) 「数量書」
- 3) 「数量質問書」

3. 数量書の取扱いについて

数量書は契約上の拘束を受けない参考資料（参考数量）として公開し、修繕請負契約約款第1条に定める設計図書（図面及び仕様書等）には含まれない。

4. 数量書について

(1) 数量書の範囲

数量書の公開範囲は次のとおりとする。

- 1) 数量書は原則として修繕費内訳書内の全数量を公開範囲とする。
- 2) 修繕費内訳書において、数量を一式としている項目の根拠となる数量を記載した別紙明細書
- 3) 共通仮設費や現場管理費の算定の際に必要な応じ積み上げられる項目数量を記載した共通費明細書ただし、2)、3) について軽微なものや任意仮設に係わる数量を記載した別紙明細書及び共通費明細書については除くものとする。

(2) 数量書の作成基準

数量書は次の基準に基づき作成している。

- 1) 構成及び項目
「公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）、（設備工事編）」
- 2) 数量
「公共建築（設備）数量積算基準」
- 3) 共通費
「沖縄県土木建築部建築工事積算基準」

5. 数量書に対する質問について

- (1) 本数量書に対する質問は2. 3) の「数量質問書」をもって行い、設計図書に関する質問とは区別する。
- (2) 質問期限は入札公告及び現場説明書等に記載された、設計図書に関する質問期限と同一とする。
- (3) 回答は全ての入札参加者に行い、質問書と同様に設計図書に関する回答とは区別し回答する。
- (4) 数量そのものの差異等に係わる質問には、差異の根拠となる数量算出書等も併せて提出するものとする。

内 訳 書

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	仮設工事						
	枠組本足場 (設置・解体含む)	建枠900×1700, 布枠500+240 掛払い手間 12m未満-	115.0	m ²			
	ネット状養生シート張り	防災Ⅱ類, 掛払い手間	115.0	//			
	仮設材運搬	枠組本足場, ネット類	115.0	//			
	整理清掃後片付け (外壁改修)		96.0	//			
	1の計						
2	アスベスト除去工事費						
	全面養生(レベル1)		192.0	m ²			
	シート防水撤去	クリソタイル含有0.1~5% 飛散性無し	96.0	m ²			
	シート防水用接着剤撤去	クリソタイル含有0.1~5% 飛散性無し	96.0	//			
	梱包費	2重袋詰め	96.0	//			
	最終清掃	HEPA真空掃除機	192.0	//			
	粉塵飛散抑制剤吹付		96.0	//			
	粉塵封じ込め剤吹付		192.0	//			
	2の計						
3	防水工事費						
	下地調整・処理	施行面左官(C-2程度)	96.0	m ²			
	ひび割れ補修	Uカットシーリング材充填工法	20.0	m			
	ウレタン塗膜防水	X-2工法, 立上り面, 厚さ3mm以上	96.0	m ²			
	3の計						
4	仮設建物費						
	セキュリティールーム	設置費 4500×1200×2000	1.0	式			
	4の計						
5	環境安全費						

令和 年 月 日

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 宛

所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

数量質問書

件名		令和4年度 環境の杜ふれあい壁面防水修繕		
工種	適用	数量	単位	質問内容

(注意)数量そのものの差異等に関する質問は、差異の根拠となる数量算出書等も併せて提出すること。

質問期間：令和4年12月19日(月)9時～令和4年12月21日(水)12時

回答：令和4年12月22日(木)17時までに本組合ホームページへ掲載します。

提出先：那覇・南風原クリーンセンター 前里 宗鉄郎

FAX：882-6722

電話：882-6713

※質問書をFAXされた方は担当者に必ずご連絡ください。質問のない方は、FAXの必要はありません。

令和4年度 環境の杜ふれあい壁面防水修繕

設計図

令和4年度

那覇市・南風原町環境施設組合 那覇・南風原クリーンセンター

修繕名称	令和4年度 環境の杜ふれあい壁面防水修繕	工事年度	令和4年度		
修繕場所	南風原町字新川588番地	図面名称	表紙		
発注機関	那覇市・南風原町環境施設組合 那覇・南風原町クリーンセンター	縮尺	S=N/S(A1) S=N/S(A3)		
		図面番号	A-00		
検印	課長	副参事	主査	担当	設計者
					資格者名
					登録番号
					所在地

令和4年度 環境の杜ふれあい壁面防水修繕

(図面目録)

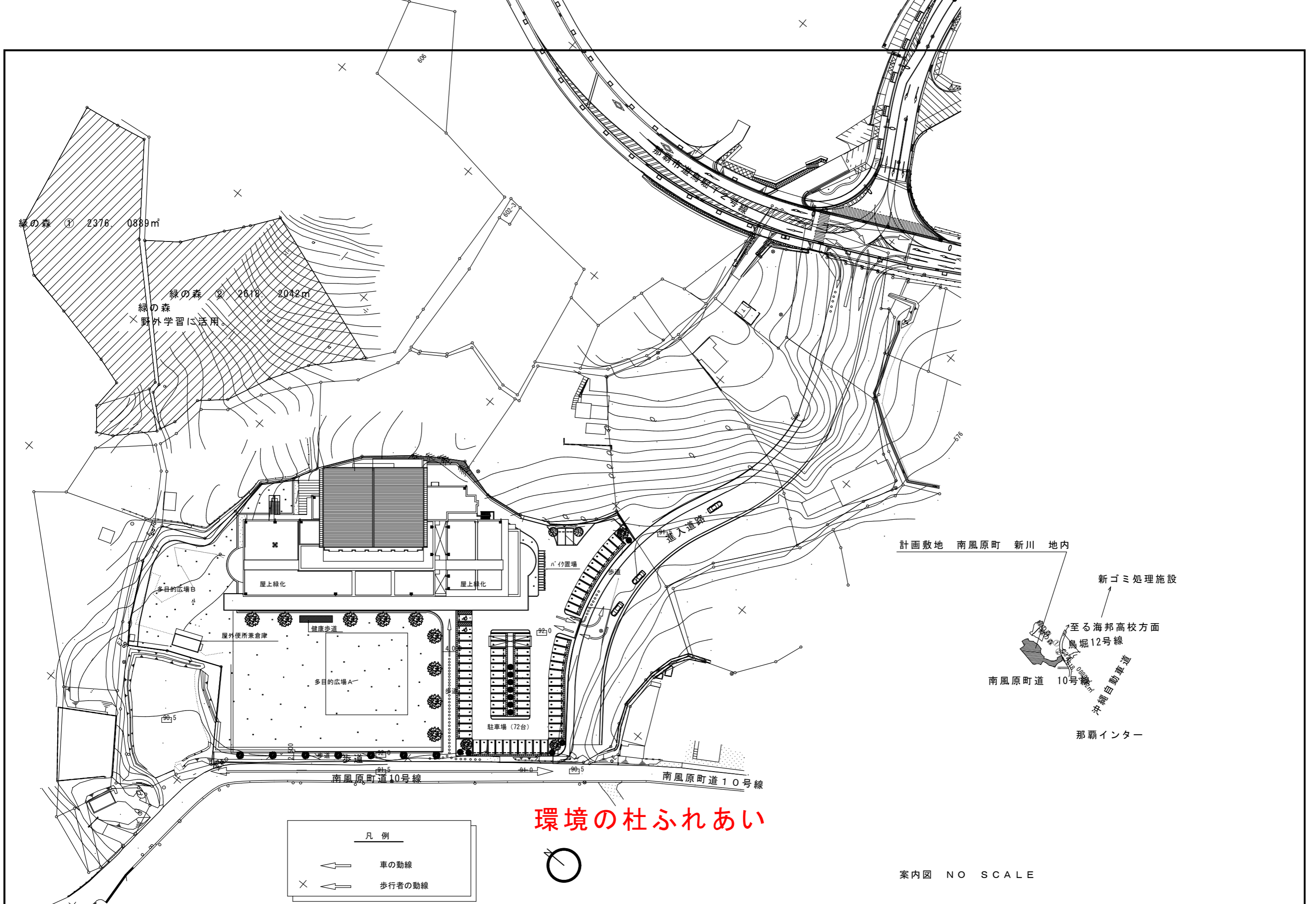
電気設備		
図面番号	図面名称	SCALE
A-00	表紙	A3 : S=N/S
A-01	図面目録	A3 : S=N/S
A-02	建築工事特記仕様書 (その1)	A3 : S=N/S
A-03	建築工事特記仕様書 (その2)	A3 : S=N/S
A-04	建築工事特記仕様書 (その3)	A3 : S=N/S
A-05	建築工事特記仕様書 (その4)	A3 : S=N/S
A-06	案内図	A3 : S=1/1000
A-07	1階平面図	A3 : S=1/200
A-08	2階平面詳細図	A3 : S=1/50
A-09	立面図	A3 : S=1/200

修繕名称	令和4年度 環境の杜ふれあい壁面防水修繕				修繕年度	令和4年度	
修繕場所	南風原町字新川588番地				図面名称	図面目録	
発注機関	那覇市・南風原町環境施設組合 那覇・南風原町クリーンセンター				縮尺	S=N/S (A1) S=N/S (A3)	
					図面番号	A-01	
校印	課長	副参事	主査	担当	設 計 者		

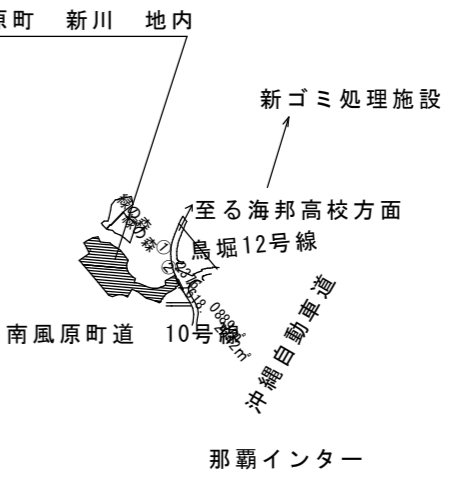
建築工事特記仕様書〔建築工事編〕沖縄県土木建築部		章	項目	特記事項																																														
令和4年11月改定版																																																		
<p>1 修繕概要</p> <p>(1) 修繕名 : 令和4年度 環境の杜ふれあい壁面防水修繕</p> <p>(2) 修繕場所 : 南風原町字新川588番地</p> <p>(3) 敷地面積 : 10,552.87 m²</p> <p>(4) 工事種目 : 防水工事</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">ア 建築物</td> </tr> <tr> <td>建築物の名称</td> <td>環境の杜ふれあい</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要用途</td> <td>スポーツレク・浴場</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造及び階数</td> <td>RC造,S造,SRC造</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事種別</td> <td>防水改修工事、アスベスト除去工事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築面積</td> <td>3,026.68m²</td> <td>m²</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>延べ面積</td> <td>3,026.03m²</td> <td>m²</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td colspan="4">イ 工作物及び立木</td> </tr> <tr> <td>工作物等の名称</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 本工事の設計時期</p> <p>本工事の設計書は、令和4年11月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。</p> <p>3 建築工事仕様</p> <p>(1) 標準仕様</p> <p>図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」〔令和4年版〕(以下「標準仕様書」という。))による。</p> <p>(2) 特記仕様</p> <p>ア 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 イ 特記事項は、「・」に○印の付いたものを適用する。 「・」に○印がつかない場合は「※」の付いたものを適用する。 「・」と「※」に○印がついた場合は共に適用する。 ウ 項目及び特記事項に記載の(. . .)内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 エ 特記事項に記載の(参 . . .)は、標準仕様書の参考資料4各部配筋参考図の当該項目を示す。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 公共事業労務費調査に対する協力</p> <p>ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。 イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。 ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。 エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策</p> <p>受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成19年7月24日)に基づき、次に関する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。 ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。 イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。 ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。</p> <p>(3) ワンデーレスポンスの実施</p> <p>ア この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは、監督員が、受注者からの質問、協議の回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。 イ 受注者は計画工程表の提出に当たって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。 ウ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。 エ 効果・課題等を把握するためアンケート調査等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。</p> <p>(4) 工事監理業務への協力等</p> <p>ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。</p>	ア 建築物				建築物の名称	環境の杜ふれあい			主要用途	スポーツレク・浴場			構造及び階数	RC造,S造,SRC造			工事種別	防水改修工事、アスベスト除去工事			建築面積	3,026.68m ²	m ²	m ²	延べ面積	3,026.03m ²	m ²	m ²	イ 工作物及び立木				工作物等の名称				数量				<p>(4) 工事監理業務への協力等</p> <p>イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は、発注者から通知する。なお、管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。 ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。 エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。</p> <p>(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて</p> <p>本工事の請負代金額の変更協議をする場合又は本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。</p> <p>(6) 県産資材の優先使用</p> <p>本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。</p> <p>(7) 下請業者の県内企業優先活用</p> <p>請負業者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。</p> <p>(8) 不発弾等発見時の処理について</p> <p>本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。 また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。 なお、これについては、下請業者へも周知すること。</p> <p>(9) ダンプトラック等の過積載等の防止について</p> <p>ア 工事用資材等の積載超過がないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。 イ 過積載を行っている資材納入者から資材購入をしないこと。 ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。 エ 土砂等の装置または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることがないようにすること。 オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法(以下「法」という。))の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。 カ 下請契約の相手方又は資材納入者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 キ アからカの事につき、下請契約における受注者を指導すること。</p> <p>(10) 不正軽油の使用の禁止等について</p> <p>ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。 イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。</p> <p>(11) 設計図書における資材等の取扱いについて</p> <p>ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。 イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおり品の品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等級以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。 ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。</p> <p>(12) ガイドライン等の遵守について</p> <p>設計変更等については、契約書18条から24条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(営繕工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。</p> <p>(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について</p> <p>ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。))の内の事業主が納付義務を負う保険料(以降「法定福利費」という。)を明示すること。 また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。 イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一年以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。 【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】 https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf 【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】 https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf 【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】 ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業>不動産>各団体が作成した標準見積書 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html</p>	<p>① 一般共通事項</p> <p>① 適用基準等</p> <p>・ 建築工事監理指針(令和元年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修</p> <p>・ 建築工事標準詳細図(令和4年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部</p> <p>・ 敷地調査共通仕様書(令和4年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部</p> <p>・ 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿(令和4年版)(一社)公共建築協会</p> <p>・ 営繕工事写真撮影要領(令和3年版)</p> <p>・ 磁気探査実施要領(令和2年1月)沖縄県土木建築部</p> <p>・ 沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再資源化および再生資源活用に関する実施要領(平成25年12月)沖縄県土木建築部</p> <p>・ 構造計画・施工計画・建築設備計画の留意事項(令和4年4月)沖縄県土木建築部</p> <p>登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。 工事の一時中止に係る計画の作成</p> <p>(1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。 ・ 本工事は、余裕期間を設定して実施する工事である。 (1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。 (2) CORINS登録については、実工期期間にて技術者の従事期間の登録を行うこと。 (3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は不要とする。 (4) 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものであるとする。 (5) 受注者は、着手関係書類(工程表、請負代金内訳書を除く)について、実工期の始期に提出するものとする。 (6) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。 (7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。 (8) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。</p> <p>5 概成工期(1.2.1)</p> <p>6 品質計画等(1.2.2)</p> <p>7 施工図等(1.2.3)</p> <p>8 工事の記録(1.2.4)</p> <p>9 電気保安技術者(1.3.3)</p> <p>10 施工条件(1.3.5)</p>	<p>11 施工中の安全確保及び環境保全等(1.3.7)(1.3.10)</p> <p>12 交通安全管理(1.3.8)</p> <p>13 発生材の処理等(1.3.11)</p>	<p>(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9日 国土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。</p> <p>(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン</p> <p>国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。(令和3年2月19日 沖縄県公安委員会告示第38号)</p> <p>(1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>発注者に引き渡すもの</td> <td>発生材の種類</td> </tr> <tr> <td>特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法</td> <td>廃石綿</td> </tr> <tr> <td colspan="2">現場において再利用を図るもの</td> </tr> </table> <p>(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。 (3) 受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。 (4) 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆくゆく材の認定を受けた施設又はゆくゆく材の認定を受けていないが、再資源化後にゆくゆく材製造業者へ出荷している施設へ搬出すること。ただし、島内に当該施設がない場合はこの限りではない。 (5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について</p> <p>ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、廃棄物という。))については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)については、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。</p>	発注者に引き渡すもの	発生材の種類	特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法	廃石綿	現場において再利用を図るもの	
ア 建築物																																																		
建築物の名称	環境の杜ふれあい																																																	
主要用途	スポーツレク・浴場																																																	
構造及び階数	RC造,S造,SRC造																																																	
工事種別	防水改修工事、アスベスト除去工事																																																	
建築面積	3,026.68m ²	m ²	m ²																																															
延べ面積	3,026.03m ²	m ²	m ²																																															
イ 工作物及び立木																																																		
工作物等の名称																																																		
数量																																																		
発注者に引き渡すもの	発生材の種類																																																	
特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法	廃石綿																																																	
現場において再利用を図るもの																																																		
修繕名称	令和4年度 環境の杜ふれあい壁面防水修繕	修繕年度	令和 4 年度																																															
修繕場所	南風原町字新川588番地	図面名称	建築工事特記仕様書(その1)																																															
発注機関	那覇市・南風原町環境施設組合	縮 尺	S=N/S																																															
摘 要		図面番号	A-02																																															
検 印	管理建築士	設 計	設計者 所在地																																															
		製 図																																																

1 一般 共通 事項 へ 続 き	14 主任技術者・監 理技術者	(1) 工事請負代金額が3,500万円以上(建築一式工事の場合 7,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術 者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間 は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 【現場施工に着手する日が確定している場合】 請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの 期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場 への専任は要しない。 【現場施工に着手する日が確定していない場合】 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現 場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始さ れるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の 工事現場への専任を要しない。なお、工事施工に着手す る日については、請負契約の締結後、監督員との打合せに おいて定める。 イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が 遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っ ている契約工期中の期間については、主任技術者又は監 理技術者の工事現場への専任を要しない。 (2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置す る主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以 前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任 技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康 保険被保険者証等の写し)を提出しなければならない。	19 技能士(1.5.2)	適用工事種別 防水工事 技能検定作業 防水施工(ウレタン系塗膜防水工事作業)	2 仮設 工事	1 工事用水 2 工事用電力 3 環境対策につ いて	構内既存の施設: ○利用不可 ・利用できる(・有償 ・無償) 構内既存の施設: ○利用不可 ・利用できる(・有償 ・無償) (1) 受注者は、本工事の施工にあたり、「沖縄県赤土等流出防止 条例」、「水質汚濁防止法」及びその他環境保全に関する法令 等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調 査、検討を十分にを行い、監督員の確認を得た上で施工するこ と。 (2) 赤土等流出防止対策を行う場合、その対策範囲は図示によ る。 ・「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置 に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による 足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方 式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。	5 鉄筋 工事	1 鉄筋(5.2.1)	種類の記号 呼び名(mm) 備考	2 溶接金網 (5.2.2)	網目の形状 寸法 鉄線の経 備考	3 継手及び定着 (5.3.4)	(1) 継手の種類等 施工部位 継手の種類 備考(重ね継手の長さ等)	4 鉄筋のかぶり厚 さ及び間隔 (5.3.5)	(1) 軽量コンクリートの場合の最小かぶり厚さ: (2) 塩害を受けるおそれのある部分等の位置及び最小かぶり 厚さ: (3) 機械式継手及び溶接継手の場合のあきの寸法:	5 各部配筋 (5.3.7)	施工箇所 配筋の方法 その他特記す べき事項	6 機械式継手	機械式継手の種類: ・図示 ・									
	15 主任技術者等 の資格	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、 現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で 示されていない場合、主任技術者等の資格は、以下による。 ・ 1級建築士、又は1級建築施工管理技士のいずれかの資格 を有するもの ・ 1級建築士、2級建築士、1級建築施工管理技士、又は2級 建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの ア 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技 術者講習修了証を有する者であること。 イ 配置予定技術者にあつては、入札開始日前に3か月以上 の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 ウ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計 図書等で確認すること。 (2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。	20 化学物質の濃 度測定(1.5.9)	(1) 測定時期、測定対象室及び測定箇所数 測定対象室 測定箇所数 測定時期 備考	3 土工 事	1 埋戻し及び盛土 (3.2.3)(表3.2.1)	埋戻し及び盛土の種類: 【 ・A種 適用場所() ・B種 適用場所() ・C種 適用場所() 土質() 受渡場所() ・D種 適用場所() 】	6 コン クリ ート 工事	1 コンクリートの 強度	気乾単位容積 質量による種類 類別等 設計基準強度 (Fc) 施工部位	2 コンクリートの 材料	(1) セメントの種類 【※普通ポルトランドセメント・フライアッシュセメントB種・ フライアッシュセメントB種の適用箇所: 【 ・図示 ・ (2) 骨材のアルカリシリカ反応性による区分: ※A ・ B (6.3.1)	3 コンクリートの 強度試験	材齢28日圧縮強度の推定に用いる供試体は現場における「水中 養生」とする。	4 コンクリート打 放し仕上げ (6.2.5)(6.8.1)	仕上りの種別 打増し厚さ 施工部位 備考	5 コンクリートの 品質管理	工事に使用するコンクリートは事前に試し練りを行い、その品質 等が設計図書の規定に適合していることを確認し、監督職員に報 告する。	6 打継ぎ(6.6.4)	打継ぎ目地の寸法は、図示による。	7 型枠 (6.8.1) (6.8.2)	(1) 外部に面する打放し仕上げの打増し厚さ 【 ・20mm ・()mm 】 (2) ひび割れ誘発目地の位置、形状及び寸法は、図示による。 (3) MCR工法の適用: ・有り【 使用箇所: ・図示 ・ 】	8 軽量コンクリ ート (6.10.1) (6.10.2)	施工部位 種類 気乾単位容積質量	水又は土に接する軽量コンクリートの使用 ・有り【使用箇所: ・図示 ・ 】	9 暑中コンクリ ート	暑中コンクリートの適用は【 市 】の日平均気温の年平値が 25℃を超える【 月 日】から【 月 日】までとする。 (注) 適用する場合は、気象庁HPより日平均気温の年平値を確認し、【 】を 記載すること。	10 品質確保	レディーミストコンクリートの品質確保については、「レディーミストコンクリ ートの品質確保について」(平成15年11月10日付け国営建築95号)及 び「レディーミストコンクリートの品質確保について」の運用について」 (平成15年11月10日付け国営技第71号)を適用する。
	16 監理技術者の 兼務(特例監理 技術者の配置)	※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を 受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認める。この場 合の要件は、現場説明書による。 ・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を 受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認めない。	21 完成時の提出 図書 (1.7.1)(1.7.2)	※完成図 ※保全に関する資料 (1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関 係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。 ・ 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を 電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、 各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイル フォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別 途監督員と協議するものとする。 ・ 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっている か(一財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納 品確認登録証」の発行を受けること。 ○ 業務成果品(工事完成図書)は、電子媒体(CD-R等)で(正)1 部提出すること。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議の 上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。 なお、「紙」による提出物は、監督員と協議の上決定するこ と。 (4) 受注者は、完成通知書の添付書類として以下の書類及び電 子データを監督員に提出しなければならない。 ア ゆいぐる材利用状況報告書 イ ゆいぐる材出荷量証明書	4 地業 工事	1 載荷試験 (4.2.3)(4.2.4)	載荷試験の種類 試験の方法 試験の位 置 載荷荷重 報告書の 記載事項	6 コン クリ ート 工事	2 コンクリートの 強度試験	杭 地盤 荷試験	・水平試験・図示 ・鉛直試験 ・	・図示 ・	・図示 ・	・図示 ・	・図示 ・	2 杭地業 (1) 杭地業の種類と工法 (4.3.1)(4.4.4)(4.5.1) 杭地業の種類 工法 ・遠心力高強度プレストレスト コンクリート杭(PHC杭) ・セメントミルク工法 ・特定埋設杭工法 (2) プレストレスト鉄筋コンクリ ート(PRC杭) ・フレポーリング拡大根詰め工 法 ・中掘り拡大根詰め工 法 ・鋼杭地業 ・()工法 (3) 鋼杭地業 ・場所打ちコンクリート杭地業 ・()工法	3 型枠 (4.3.4)~(4.3.8)(4.4.4)~(4.4.6) 設計支持 力 推定支持力 の算定方法 水平方向の ずれ精度 継手工法 杭頭の処 理	4 支持層 (4.3.4)(4.3.5)(4.5.5)(4.5.6) 支持層の位置 支持層の種類 支持層への掘 削深さ 支持層への根入 深さ	5 場所打ちコンクリートにおける材料等 (4.5.4) ア 鉄筋 帯筋 鉄筋の最小かぶり厚さ 備考 【 ・(参-2.2) ・図示 】 イ セメントの種類 【 ・普通ポルトランドセメント ・図示 】 ウ コンクリート 設計基準強度 種別 備考	3 床下防湿層 (4.6.5)	防湿層の範囲は、図示による。								
17 工事の保険等	(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は、 原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。 【 ・火災保険 ○建設工事保険 ・組立保険 ○請負業者賠償責任保険】 (2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、 契約後1月以内に加入を証明する書類を発注者に提出する。 (3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式によ る場合にあっては契約後原則40日以内)に発注者に提出す る。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工 事現場」標識を掲示する。 ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。 エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査 職員に提示しなければならない。	22 設計図CAD データの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与す る。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成 図の作成のため以外に使用してはならない。	4 地業 工事	2 杭地業 (1) 杭地業の種類と工法 (4.3.1)(4.4.4)(4.5.1) 杭地業の種類 工法 ・遠心力高強度プレストレスト コンクリート杭(PHC杭) ・セメントミルク工法 ・特定埋設杭工法 (2) プレストレスト鉄筋コンクリ ート(PRC杭) ・フレポーリング拡大根詰め工 法 ・中掘り拡大根詰め工 法 ・鋼杭地業 ・()工法 (3) 鋼杭地業 ・場所打ちコンクリート杭地業 ・()工法	3 型枠 (4.3.4)~(4.3.8)(4.4.4)~(4.4.6) 設計支持 力 推定支持力 の算定方法 水平方向の ずれ精度 継手工法 杭頭の処 理	4 支持層 (4.3.4)(4.3.5)(4.5.5)(4.5.6) 支持層の位置 支持層の種類 支持層への掘 削深さ 支持層への根入 深さ	5 場所打ちコンクリートにおける材料等 (4.5.4) ア 鉄筋 帯筋 鉄筋の最小かぶり厚さ 備考 【 ・(参-2.2) ・図示 】 イ セメントの種類 【 ・普通ポルトランドセメント ・図示 】 ウ コンクリート 設計基準強度 種別 備考	3 床下防湿層 (4.6.5)	防湿層の範囲は、図示による。																			
18 ゆいぐる材につ いて	(1) 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物 を原材料とするゆいぐる材に限り、原則「ゆいぐる材」とする。そ れ以外を原材料とするゆいぐる材は率先して使用することとす る。ただし、ゆいぐる材がない離島等での工事の場合は、ゆい ぐる材以外の再生資材を使用できる。なお、ゆいぐる材以外の再 生資材を使用する場合も「ゆいぐる材品質管理要領」に準じて 品質管理を実施すること。また、ゆいぐる材の在庫がない等に より使用することができない場合は、新材を使用すること。 (2) ゆいぐる材の品質管理 ア ゆいぐる材の品質管理にあつては、「標準仕様書」等の ほかに「ゆいぐる材品質管理要領」に基づいて行うこと。 イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいぐる材 を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術 センターあてに「ゆいぐる材品質管理依頼」を行い、必要書 類の交付を受けなければならない。 ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取及 び現場への資材初搬入時と敷き均し転圧完了後の現場 簡易試験を監督員の立会の下、実施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速や かに監督員に試験結果を報告しなければならない。	23 情報共有シス テム	現場事務所等に、情報共有システムが使用可能な以下に示 す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等 により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】:プロードバンド回線 【パソコンOS】 :Microsoft Windows 8.1/10 【推奨ブラウザ】 :Microsoft Edge 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でイ ンターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取り を行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交 換するものである。 (2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあつては、沖縄 県とCALS運営会社で定めた使用承諾料を沖縄県CALSシス テムを運営している者に支払うこと。 (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速 やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること。 (支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)	4 地業 工事	2 杭地業 (1) 杭地業の種類と工法 (4.3.1)(4.4.4)(4.5.1) 杭地業の種類 工法 ・遠心力高強度プレストレスト コンクリート杭(PHC杭) ・セメントミルク工法 ・特定埋設杭工法 (2) プレストレスト鉄筋コンクリ ート(PRC杭) ・フレポーリング拡大根詰め工 法 ・中掘り拡大根詰め工 法 ・鋼杭地業 ・()工法 (3) 鋼杭地業 ・場所打ちコンクリート杭地業 ・()工法	3 型枠 (4.3.4)~(4.3.8)(4.4.4)~(4.4.6) 設計支持 力 推定支持力 の算定方法 水平方向の ずれ精度 継手工法 杭頭の処 理	4 支持層 (4.3.4)(4.3.5)(4.5.5)(4.5.6) 支持層の位置 支持層の種類 支持層への掘 削深さ 支持層への根入 深さ	5 場所打ちコンクリートにおける材料等 (4.5.4) ア 鉄筋 帯筋 鉄筋の最小かぶり厚さ 備考 【 ・(参-2.2) ・図示 】 イ セメントの種類 【 ・普通ポルトランドセメント ・図示 】 ウ コンクリート 設計基準強度 種別 備考	3 床下防湿層 (4.6.5)	防湿層の範囲は、図示による。																			
	19 ゆいぐる材につ いて	24 墜落制止用器 具	・墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に 着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型 の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用 に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号) を遵守すること。	4 地業 工事	2 杭地業 (1) 杭地業の種類と工法 (4.3.1)(4.4.4)(4.5.1) 杭地業の種類 工法 ・遠心力高強度プレストレスト コンクリート杭(PHC杭) ・セメントミルク工法 ・特定埋設杭工法 (2) プレストレスト鉄筋コンクリ ート(PRC杭) ・フレポーリング拡大根詰め工 法 ・中掘り拡大根詰め工 法 ・鋼杭地業 ・()工法 (3) 鋼杭地業 ・場所打ちコンクリート杭地業 ・()工法	3 型枠 (4.3.4)~(4.3.8)(4.4.4)~(4.4.6) 設計支持 力 推定支持力 の算定方法 水平方向の ずれ精度 継手工法 杭頭の処 理	4 支持層 (4.3.4)(4.3.5)(4.5.5)(4.5.6) 支持層の位置 支持層の種類 支持層への掘 削深さ 支持層への根入 深さ	5 場所打ちコンクリートにおける材料等 (4.5.4) ア 鉄筋 帯筋 鉄筋の最小かぶり厚さ 備考 【 ・(参-2.2) ・図示 】 イ セメントの種類 【 ・普通ポルトランドセメント ・図示 】 ウ コンクリート 設計基準強度 種別 備考	3 床下防湿層 (4.6.5)	防湿層の範囲は、図示による。																			
	19 ゆいぐる材につ いて	25 「労務費見積り 尊重宣言」促進 モデル工事	・ 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象 工事である。 実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデ ル工事試行要領(案)」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要 領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものと する。	4 地業 工事	2 杭地業 (1) 杭地業の種類と工法 (4.3.1)(4.4.4)(4.5.1) 杭地業の種類 工法 ・遠心力高強度プレストレスト コンクリート杭(PHC杭) ・セメントミルク工法 ・特定埋設杭工法 (2) プレストレスト鉄筋コンクリ ート(PRC杭) ・フレポーリング拡大根詰め工 法 ・中掘り拡大根詰め工 法 ・鋼杭地業 ・()工法 (3) 鋼杭地業 ・場所打ちコンクリート杭地業 ・()工法	3 型枠 (4.3.4)~(4.3.8)(4.4.4)~(4.4.6) 設計支持 力 推定支持力 の算定方法 水平方向の ずれ精度 継手工法 杭頭の処 理	4 支持層 (4.3.4)(4.3.5)(4.5.5)(4.5.6) 支持層の位置 支持層の種類 支持層への掘 削深さ 支持層への根入 深さ	5 場所打ちコンクリートにおける材料等 (4.5.4) ア 鉄筋 帯筋 鉄筋の最小かぶり厚さ 備考 【 ・(参-2.2) ・図示 】 イ セメントの種類 【 ・普通ポルトランドセメント ・図示 】 ウ コンクリート 設計基準強度 種別 備考	3 床下防湿層 (4.6.5)	防湿層の範囲は、図示による。																			
	19 ゆいぐる材につ いて	26 建設キャリア アップシステム (CCUS)活用につ いて	・ 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。) の対象工事であり、受注後に「沖縄県 建設キャリアアップシ ステム(CCUS)活用工事試行要領」によりCCUSを活用するか発 注者と協議するものとする。 実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシ ステム(CCUS)活用工事試行要領」、及び「建設キャリアアップシ ステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を 参照し実施するものとする。	4 地業 工事	2 杭地業 (1) 杭地業の種類と工法 (4.3.1)(4.4.4)(4.5.1) 杭地業の種類 工法 ・遠心力高強度プレストレスト コンクリート杭(PHC杭) ・セメントミルク工法 ・特定埋設杭工法 (2) プレストレスト鉄筋コンクリ ート(PRC杭) ・フレポーリング拡大根詰め工 法 ・中掘り拡大根詰め工 法 ・鋼杭地業 ・()工法 (3) 鋼杭地業 ・場所打ちコンクリート杭地業 ・()工法	3 型枠 (4.3.4)~(4.3.8)(4.4.4)~(4.4.6) 設計支持 力 推定支持力 の算定方法 水平方向の ずれ精度 継手工法 杭頭の処 理	4 支持層 (4.3.4)(4.3.5)(4.5.5)(4.5.6) 支持層の位置 支持層の種類 支持層への掘 削深さ 支持層への根入 深さ	5 場所打ちコンクリートにおける材料等 (4.5.4) ア 鉄筋 帯筋 鉄筋の最小かぶり厚さ 備考 【 ・(参-2.2) ・図示 】 イ セメントの種類 【 ・普通ポルトランドセメント ・図示 】 ウ コンクリート 設計基準強度 種別 備考	3 床下防湿層 (4.6.5)	防湿層の範囲は、図示による。																			

7 鉄骨工事	1 鋼材(7.2.1) (表7.2.1)	記号の種類 適用箇所 備考 形状及び寸法は、図示による。	5 外壁パネル工法 (8.4.3)(8.5.3)	(1) 地震に対する安全性 設計用震度(K _H) 設計用震度 帳壁(仕上面及び構造体から仕上面までの 接合部材)の性能 設計用水 平震度 (K _H) ※1.0 ・ 設計用鉛 直震度 (K _V) ※0.5 ・ (2) 構造体の層間変形に対する追従性 層間変形 角 ・ 1/100 ・ 1/200 ・ 帳壁(仕上面及び構造体から仕上面までの 接合部材)の性能 左記の層間変形角に対して、脱落しないこと	11 タイル 工事	1 タイル (11.2.2)(11.3.2)	(1) タイルの種類 施工箇所 形状・寸法 うわぐすり 吸水率 役物 色 耐滑り性 (2) タイルの試験張り:【・行う ・行わない】 (3) タイルの見本焼き:【・行う ・行わない】 壁タイル張りの工法等 タイルの種類 大きさ 工法 張付け材料の種類、塗厚等 モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理: 【・MCR工法 ・目荒らし工法】	13 屋根及 びとい 工事	1 長尺金属板葺 (13.2.2)	施工箇所 屋根葺き形式 板及びコイルの種類 塗膜の耐久性、めっき付着量の種類の表示記号 厚さ等 下葺材料:【・アスファルトルーフィング940 ・改質アスファルトルーフィング】																
	2 高力ボルト (7.2.2)(7.3.2) (7.4.2)(7.4.7)	種類 径 縁端距離 間隔 ゲージ 備考 すべり係数試験 :【・実施する ・実施しない】 試験の方法、試験片の摩擦面の処理:【・図示 ・】				9 防水の種類 ① 防水の種類 (1) 防水の種類等 (9.2.2)(9.3.2)(9.4.2)(9.5.2)(9.6.1) 防水の種類 厚さ 施工箇所 ウレタン防水 3mm以上 東側壁面 (2) 防水層の種類 (9.2.3)(9.3.3)(9.4.3)(9.5.3)(9.6.3) 防水層の種類 工法 備考 塗膜防水 X-2 遮熱トップコート環境対応型 (表9.2.3)-(表9.2.9)(表9.3.1)-(表9.3.3) (表9.4.1)-(表9.4.3)(表9.5.1)(表9.5.2)(表9.6.2) (3) その他の材料等 ・ 押え金物 : (材質) (寸法)) ・ 絶縁用シート : (材料)) ・ 断熱材 : (材質) (厚さ)) ・ 立上り部保護 : (材料) (工法等)) ・ 脱気装置 : (種類) (設置数)) ・ 仕上げ塗料 : (種類) (使用量)) (4) 施工 ・ 下地の処理方法等(ホリマーセメントモルタルで平滑に補修すること。)	12 木 工事		2 あと張り工法 (11.2.6)(11.3.7) (表11.2.3) (表11.3.2)	(1) 木材(下地材)の含水率: ※A種 ・B種 木材(造作材)の含水率: ※A種 ・B種 (2) 製材 【・「製材の日本農林規格」による ・「製材の日本農林規格」以外による】 【・下地用針葉樹製材 ・造作用針葉樹製材 ・広葉樹製材 ・】 施工箇所 樹種 寸法 等級又は品質 含水率 防虫処理 (3) 造作用集成材 【・「集成材の日本農林規格」による ・「集成材の日本農林規格」以外による】 【・造作用集成材 ・化粧ばり造作用集成材 ・化粧ばり構造用集成材 ・】 施工箇所 樹種 寸法 等級又は品質 含水率 化粧薄板の厚さ (4) 造作用単板積層材 【・「単板積層材の日本農林規格」による ・「単板積層材の日本農林規格」以外による】 施工箇所 厚さ 表面の品質 含水率 防虫処理 (5) 合板等【・普通合板 ・構造用合板】 施工箇所 樹種 厚さ品質、等級等 接着の程度 防虫・強度等 (6) パーティクルボード 施工箇所 厚さ 表裏面の状態 曲げ強さ 接着剤 難燃性 (7) 構造用パネル 施工箇所 厚さ 等級	2 折板 (13.3.2)	施工箇所 形式の区分 山高・山ピッチ 耐力による区分 材料による区分 厚さ (1) 軒先面戸板の適用:【・有り ・なし】 (2) 断熱材張り【・実施する ・実施しない】														
	3 普通ボルト (7.2.3)(7.3.2)	径 縁端距離 間隔 ゲージ 備考							9 防水の種類 ② シーリング (9.7.2)(9.7.3) (9.7.5) (16.14.5) (17.3.2) ③ 保証 (1) 元請業者、施工業者、製造所の三者連署による保証書を監督員に提出する。 (2) 保証期間は、工事完成後【5】年間とする。ただし、アスファルト防水は【 】年間とする。	12 木 工事	2 土壌の防蟻処理	(1) 施工箇所:「防除施工標準仕様書」(公益社団法人日本しろあり対策協会発行) I 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 4 処理の箇所 に準ずることとし、建築物の外周処理を含む。 (2) 処理薬剤: (公社)日本しろあり対策協会又は(公社)日本木材保存協会の認定品とする。 (3) 処理方法:「防除施工標準仕様書」 I 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 3 処理の方法 に準ずる。また、土間コンクリートを打設する部分には、薬剤処理後、厚さ0.15mmポリエチレンフィルム敷きを行う。	3 県産瓦葺	(1) 瓦は沖縄県産の赤瓦とする。 (2) 沖縄県技能評価認定制度に基づく琉球赤瓦施工技能評価試験の瓦葺き作業及び漆喰塗り作業に合格した者を、適用する作業中において次の条件で配置し自ら施工すると共に、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。 【・1名以上配置 ・施工面積 m2につき、 級技能評価試験に合格した者を1名配置】												
	4 アンカーボルト (7.2.4)(7.3.2) (7.10.3) (表7.10.1)	・ 構造用アンカーボルト 種類 縁端距離 間隔 ゲージ 形状及び寸法 保持及び埋込み工法 ・ 建方用アンカーボルト 種類 縁端距離 間隔 ゲージ 形状及び寸法 保持及び埋込み工法									10 石工事	12 木 工事	3 防蟻・防蟻・防虫処理 (12.3.1)(12.3.2)	木材処理(防蟻・防虫) (1) 施工箇所:合板、集成材等を除く全ての木材 (2) 処理方法:工場における加圧式とし、十分に乾燥を行う。ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布する。 (3) 性能区分:性能区分は次による。ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。 ア 造作材にラワン材等広葉樹を使用する場合は、JASの保存処理K1+保存処理K3とする。 イ 構造材、下地材については、JASの保存処理K3とする。	4 瓦 (13.4.3)	(1) 瓦の緊結方法: ()										
	5 デッキプレート (7.2.7)(7.7.8)	施工部位 材質 形状 寸法 備考 デッキプレートと鉄骨部材の溶接方法:【・図示 ・】											10 石工事	12 木 工事	4 防蟻処理、防虫処理の施工及び保証	(1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 (2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。	5 とい(13.5.2) (表13.5.1)	材種 規格名称 材質 備考								
	6 スタッド (7.2.8)	施工部位 材質 形状 寸法 備考													10 石工事	12 木 工事	4 防蟻処理、防虫処理の施工及び保証	(1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 (2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。	5 とい(13.5.2) (表13.5.1)	材種 規格名称 材質 備考						
	7 柱底均しモルタル(7.2.9)	材料 厚さ 種別 備考															10 石工事	12 木 工事	4 防蟻処理、防虫処理の施工及び保証	(1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 (2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。	5 とい(13.5.2) (表13.5.1)	材種 規格名称 材質 備考				
	8 材料試験等 (7.2.10)	引張りを受ける材料の試験等: ・実施する【図示()】																	10 石工事	12 木 工事	4 防蟻処理、防虫処理の施工及び保証	(1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 (2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。	5 とい(13.5.2) (表13.5.1)	材種 規格名称 材質 備考		
	9 仮組(7.3.10)	仮組の実施 :【・実施する ・実施しない】																			10 石工事	12 木 工事	4 防蟻処理、防虫処理の施工及び保証	(1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 (2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。	5 とい(13.5.2) (表13.5.1)	材種 規格名称 材質 備考
	10 溶接 (7.6.3)(7.6.4) (7.6.7)(7.6.12)	開先の形状 エンドタブの有・無及び適用箇所 スカラップの形状 溶接部の試験																					10 石工事	12 木 工事	4 防蟻処理、防虫処理の施工及び保証	(1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 (2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。
11 塗料の種類 (7.8.4) (表18.3.1)	錆止め塗料の種類:【・A種 ・B種】	10 石工事	12 木 工事	4 防蟻処理、防虫処理の施工及び保証	(1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 (2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。			5 とい(13.5.2) (表13.5.1)																	材種 規格名称 材質 備考	
12 耐火被覆の種類及び性能 (7.9.2)(7.9.3)	種類 所要性能及び摘要箇所			10 石工事	12 木 工事	4 防蟻処理、防虫処理の施工及び保証	(1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 (2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。	5 とい(13.5.2) (表13.5.1)																	材種 規格名称 材質 備考	
13 その他(7.11.2) (7.12.5)	(1) 軽量鋼構造におけるボルトの接合方法: (2) 溶融亜鉛めっき高力ボルトを使用する場合の摩擦面の処理: 【・プラスト処理 ・プラスト以外の特別な処理方法及びすべり耐力等の確認方法:					10 石工事	12 木 工事	4 防蟻処理、防虫処理の施工及び保証	(1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 (2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。	5 とい(13.5.2) (表13.5.1)															材種 規格名称 材質 備考	
8 コンクリートブロック造 (8.2.2)(8.2.4) (8.2.5)	ブロックの種類及びモジュール呼び寸法 正味厚さ 各部の配筋							10 石工事	12 木 工事	4 防蟻処理、防虫処理の施工及び保証	(1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 (2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。	5 とい(13.5.2) (表13.5.1)													材種 規格名称 材質 備考	
2 コンクリートブロック帳壁及び塀 (8.3.2)-(8.3.4)	ブロックの種類及びモジュール呼び寸法 正味厚さ 各部の配筋 塀の場合の化粧ブロックの有無 :【・有り ・無し】									10 石工事	12 木 工事	4 防蟻処理、防虫処理の施工及び保証	(1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 (2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。	5 とい(13.5.2) (表13.5.1)											材種 規格名称 材質 備考	
3 ALCパネル (8.4.2)-(8.4.5) (表8.4.2) (表8.4.3)	(1) パネルの種類等 パネルの種類 単位荷重 厚さ 長さ 構法 (2) 床パネルの耐火性能:【・1時間 ・2時間】 (3) 外壁パネル構法の場合の伸縮調整目地の目地幅: 【・図示 ・()mm】 (4) 耐火目地材の適用:【・適用する ・適用しない】											10 石工事	12 木 工事	4 防蟻処理、防虫処理の施工及び保証	(1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 (2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。	5 とい(13.5.2) (表13.5.1)									材種 規格名称 材質 備考	
4 押出成形セメント板(ECP) (8.5.2)-(8.5.4) (表8.5.1) (表8.5.2)	パネルの種類 表面形状 厚さ 幅 取付工法													10 石工事	12 木 工事	4 防蟻処理、防虫処理の施工及び保証	(1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 (2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。	5 とい(13.5.2) (表13.5.1)							材種 規格名称 材質 備考	
15 左官工事	1 ラス系下地 (15.2.4)															(1) 種類: ・通気工法(・二重下地 ・単層下地) ・直貼り工法(・ラスモルタル下地 ・ラスシートモルタル下地) ・外張断熱工法で断熱材の外側に網鉄を施工する形式の通気工法を行う場合() (2) 建築基準法に基づく耐力壁、防火構造、準耐火構造等の指定がある場合の下地の仕様()										
2 せっこうボード その他のボード 下地(15.2.5)	材料 種類 厚さ															2 せっこうボード その他のボード 下地(15.2.5)	(1) モルタル: ・現場調合材料 ・既調合材料() (2) 既製目地材の適用及び形状: (3) 床の目地の設置及び工法: (4) 外装タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験: 【・実施する ・実施しない】									
3 モルタル塗り (15.3.2)(15.3.5)	(1) モルタル: ・現場調合材料 ・既調合材料() (2) 既製目地材の適用及び形状: (3) 床の目地の設置及び工法: (4) 外装タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験: 【・実施する ・実施しない】															3 モルタル塗り (15.3.2)(15.3.5)	(1) モルタル: ・現場調合材料 ・既調合材料() (2) 既製目地材の適用及び形状: (3) 床の目地の設置及び工法: (4) 外装タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験: 【・実施する ・実施しない】									
修繕名称 令和4年度 環境の杜ふれあい壁面防水修繕	修繕年度 令和4年度	修繕場所 南風原町字新川588番地	図面名称 建築工事特記仕様書(その3)																							
発注機関 那覇市・南風原町環境施設組合	縮尺 S=N/S	摘要	図面番号 A-04																							
検印	管理建築士 設計 製図	図面名称	資格者氏名																							
		登録番号	所在地																							



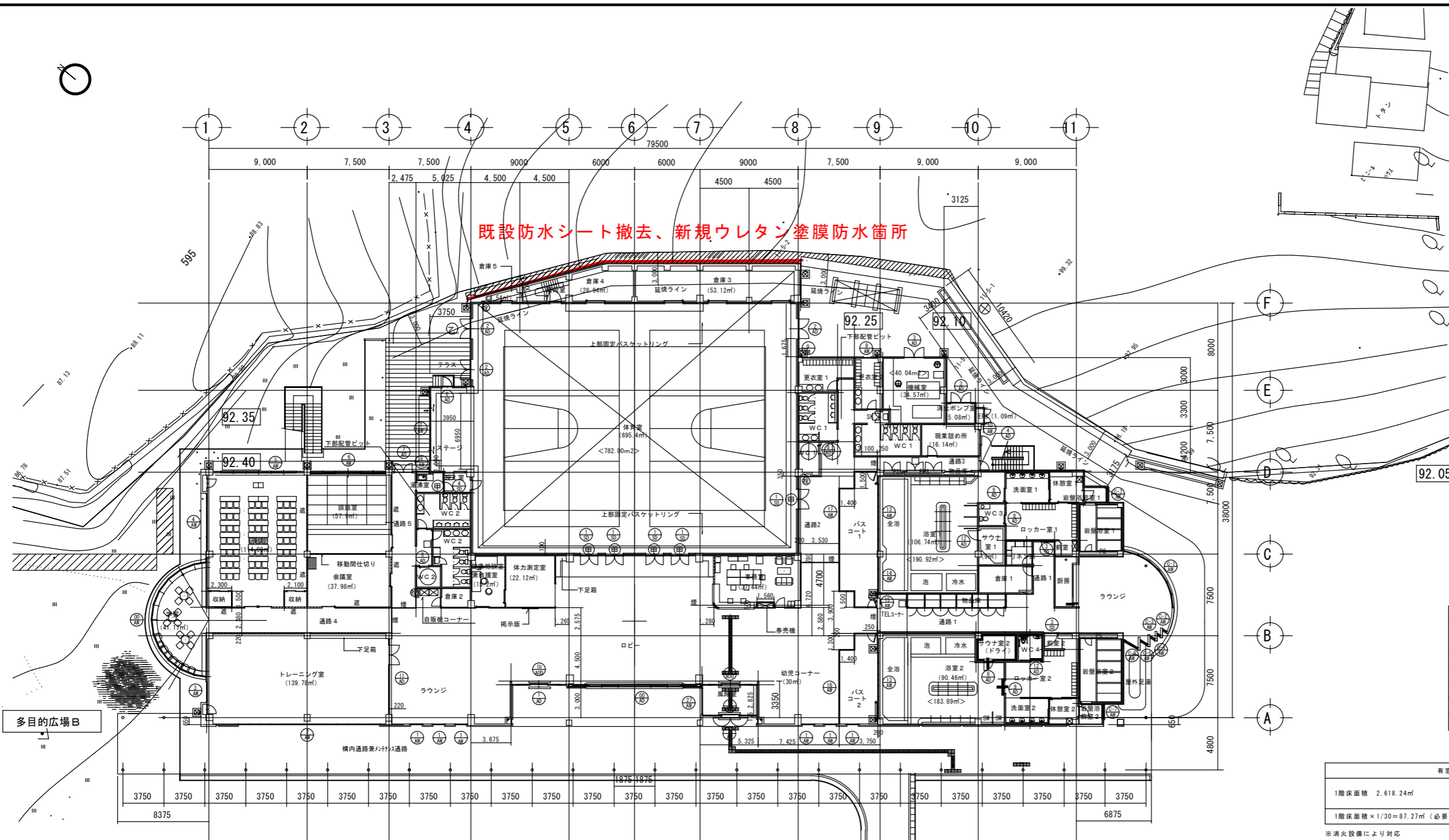
環境の杜ふれあい



案内図 NO SCALE

凡例	
←	車の動線
× ←	歩行者の動線

修繕名	令和4年度 環境の杜ふれあい壁面防水修繕	PJコード		図面番号	A-06
図面名	案内図	縮尺	1/1000		



凡例

	RC壁
	LGS壁
	LGS壁 (遮音壁仕様)
	CB壁
	視覚障害者用誘導ブロック (線状)
	視覚障害者用誘導ブロック (点状)
	建築工事標準細則図案の分類番号
	消火器ボックス (埋込型)
	屋内消火栓
	縦樋 (白PVC) φ125
	縦樋 (白PVC) φ100
	ルーフドレンφ125 (横引きドレン)
	ルーフドレンφ125 (縦引きドレン)
	屋上雨水管 (450×450 鋼鉄製「レチク」蓋付)・ルーフドレンφ125 (縦引きドレン)
	屋上雨水管 (450×450 鋼鉄製「レチク」蓋付)・ルーフドレンφ150 (縦引きドレン)
	雨水管 (450×450 鋼鉄製「レチク」蓋付)
	床下点検口 600×600 鋼鉄付
	室名札 (平付け) 8-41-2
	ピクトグラフ (平付け) 8-42
	防火区画を示す (耐火構造、特定防火設備)
	防火区画を示す (防火設備)
	庁舎案内版 8-43-1
	特定防火設備 (甲種防火戸) を示す
	防火設備 (乙種防火戸) を示す
	防火スクリーン (6.8mm鋼入り透明「S」アルミ枠付) H=500

1階防火区画面積表

室名	防火区画面積<面積区画> (㎡)
体育室・ステージ	816.00㎡
倉庫・階段室	190.92㎡
浴室(1)・お茶室	183.89㎡
浴室(2)・お茶室	40.74㎡
機械室・ポンプ室 E.P.S	1.386.69㎡
その他1階床面積合計	2.618.24㎡

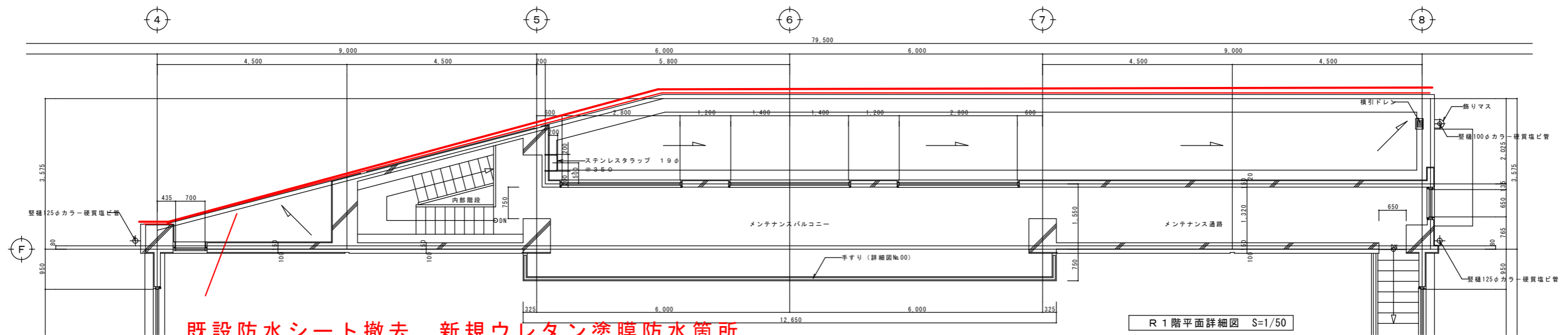
有効開口面積の判 (階床面積×1/30)

1階床面積 2,618.24㎡	判定	AW-6 (1.6×2.23×1/2=1.784)
1階床面積×1/30=87.27㎡ (必要開口面積)	≥	=4.946㎡ (有効開口面積)

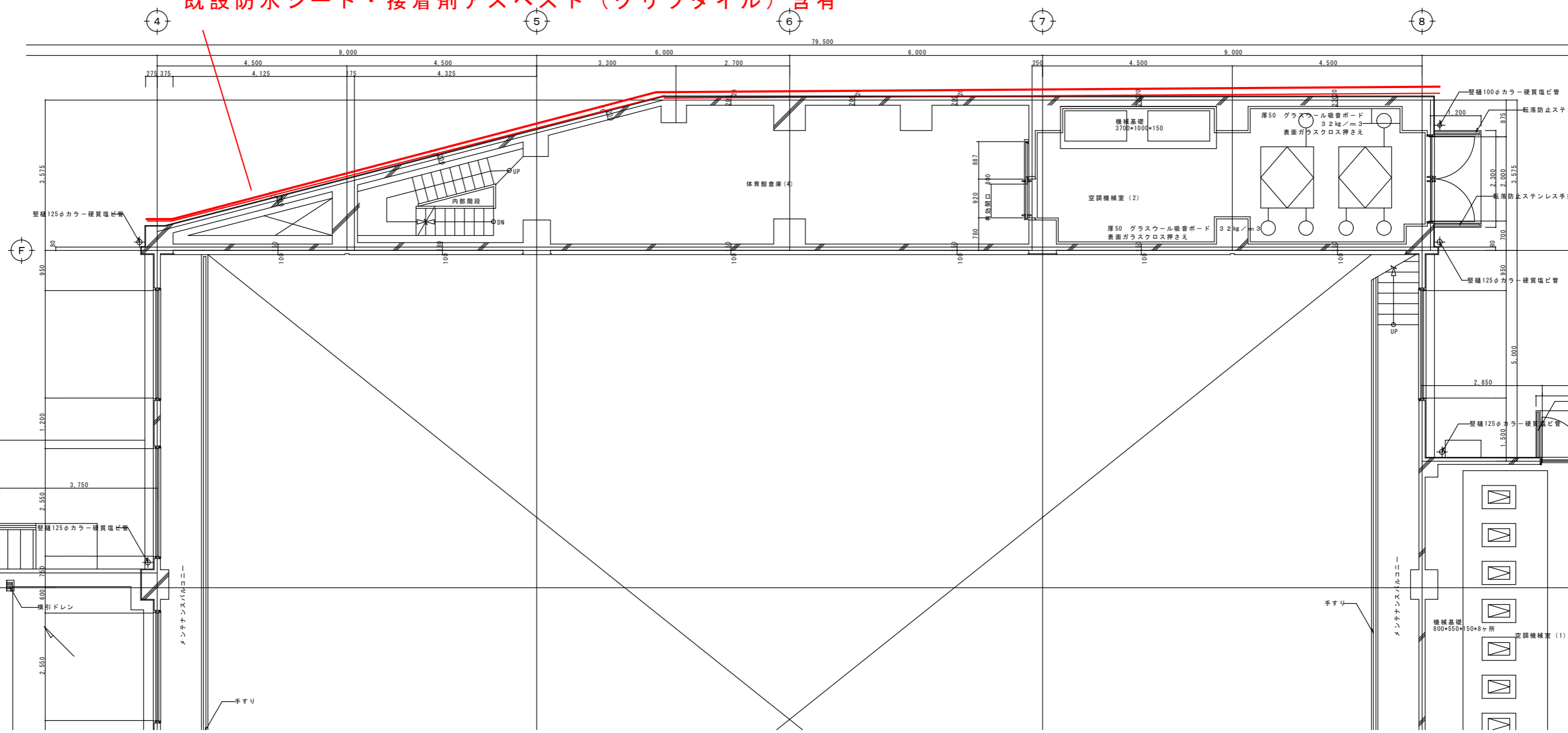
※消火設備により対応

室名	床面積計算式 (S)	必要開口面積 (㎡) (S×1/50)	有効開口面積 (㎡) (窓開口寸法 (W×H))	判定	室名	床面積計算式 (S)	必要開口面積 (㎡) (S×1/50)	有効開口面積 (㎡) (窓開口寸法 (W×H))	判定	室名	床面積計算式 (S)	必要開口面積 (㎡) (S×1/50)	有効開口面積 (㎡) (窓開口寸法 (W×H))	判定	
研修室	12.4×9.2=(2.30×1.50+2.10×1.50)=107.48	2.15	2.94×3.89=6.83 AW-4、AW-5	OK	ラウンジ	0.22×8.37+10.73×10.955+4.06×7.075=148.11	2.97	AW-18a 1.15 AW-18b 3.14 AW-18d 2.46 AW-19a 0.39 AW-19b 4.12 AD-00 2.13 AD-1b 2.37 合計 15.76	OK	WC (3)	2.5×2.1=5.25	0.11	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	
談話室	7.5×7.72=57.9	1.16	3.89 AW-6	OK	ロビー	11.9×14.545+4.045×7.08	201.72	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	倉庫 (1)	5.0×2.575=12.88	0.26	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	
会議室	4.92×7.72=37.98	0.79	1.92	OK	幼児コーナ	3.895×10.73+3.53×14.87+1.4×5.4	9.23	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	岩盤浴前室(1)	2.15×1.5=3.23	0.06	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	
トレーニング室	16.7×8.37=139.78	2.80	6.48+1.16=7.64 AW-2、AW-3	OK	自販機コーナ	2.3×1.825	4.20	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	岩盤浴室(1)	4.05×4.85=19.64	0.39	告示1436-4-ハ-(4)により緩和	OK	
学習コーナ	5.25×5.25×3.14×1/2-(0.2×10.5)=41.17	1.63	0.66+14.74=15.40 AW-00、AW-20	OK	男子トイレ (1)	3.6×4.5=16.2	0.32	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	TELコーナ	2.73×3.675+9.02×2.38+2.50×3.675	2.74	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	
通路 (4)	16.92×2.38=40.27	0.66	0.92	OK	女子トイレ (1)	6.125×2.975=18.22	0.36	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	通路 (1)	+2.00×8.55+2.20×2.40	13.10+1.48=14.58	0.69	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK
通路 (5)	2.255×12.42+(1.5×3.4)=33.11	0.66	0.92	OK	身障者トイレ (1)	2.01×3.15=6.33	0.13	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	ラウンジ	+4.05×7.10	0.10	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	
湯沸室	2.525×1.9=4.80	0.10	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	現業詰所	2.975×5.425=16.14	0.32	告示1436-4-ハ-(4)により緩和	OK	廊	+31.35 (別紙A床面積より)	0.10	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	
男子トイレ (2)	5.025×3.3=16.58	0.33	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	通路 (2)	0.22×7.93+3.53×7.93+1.4×1.15+3.15×3.14	58.18	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	前室 (1)	2.2×4.7	0.10	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	
女子トイレ (2)	5.4×3.525-(0.8×2.0)=17.44	0.35	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	通路 (3)	9.45×1.36=12.85	0.26	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	前室 (2)	2.2×4.5	0.10	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	
身障者トイレ (2)	2.3×2.0=4.6	0.09	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	浴室 (1)	9.2×10.8+2.5×2.95=106.74	2.13+0.18=	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	サウナ室 (2)	3.80×2.575=9.79	2.01	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	
倉庫 (2)	2.725×1.825=4.97	0.10	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	サウナ室 (1)	2.5×3.6=9.0	2.31	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	ロッカールーム (2)	6.75×3.325+3.28×1.125=26.13	0.52	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	
健康相談室	3.15×4.825=15.20	0.30	1.17 AW-19a	OK	ロッカールーム (1)	6.7×3.42+3.15×2.93=32.14	0.65	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	前室 (2)	3.28×1.45=4.76	0.10	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	
体力測定室	4.585×4.825=22.12	0.44	1.57 AW-19a	OK	洗面室 (1)	4.00×2.93=11.72	0.24	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	洗面室 (2)	4.0×2.45=9.8	0.20	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	
事務室	4.82×7.94-(0.5×1.56)+(0.455×0.455)-(0.455×0.455×3.14×1/4)=37.44	0.75	3.13 AW-19a	OK	リネン庫	2.5×2.3=5.75	0.12	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	岩盤浴前室(2)	2.22×1.95=4.33	0.09	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	
更衣室 (1)	(5.15×3.20)-(1.55×1.27)=14.51	0.29	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	風除室	5.15×2.825=14.55	0.29	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK	岩盤浴室(2)	4.05×6.40=25.92	0.52	告示1436-4-ハ-(4)により緩和	OK	
更衣室 (2)	2.6×4.775=29.61	0.59	告示1436-4-ハ-(2)により緩和	OK											

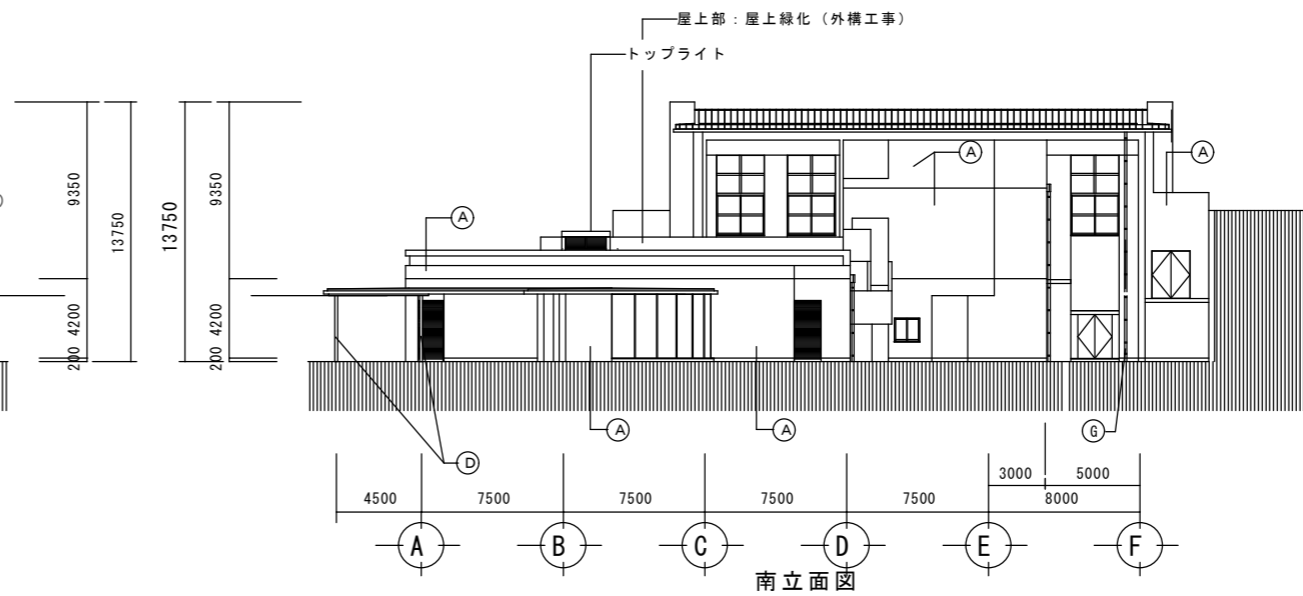
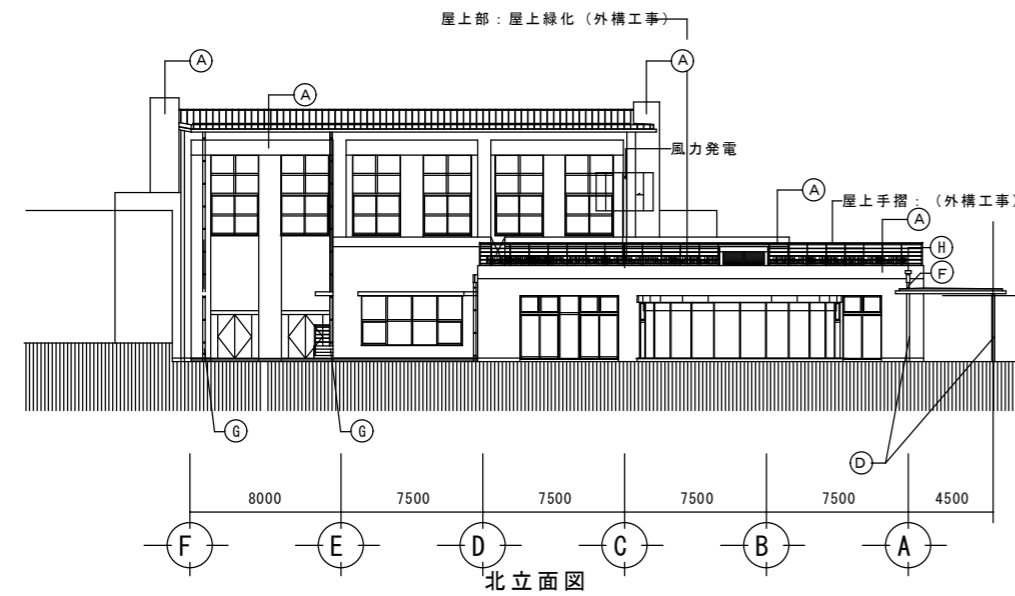
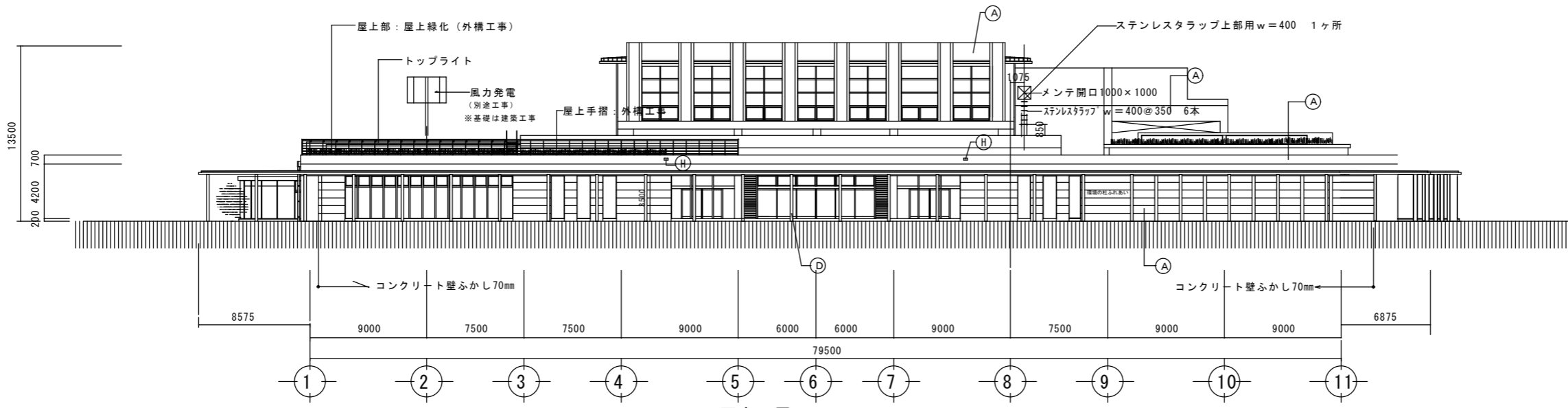
※採算有効開口面積算定は、建築基準法参照



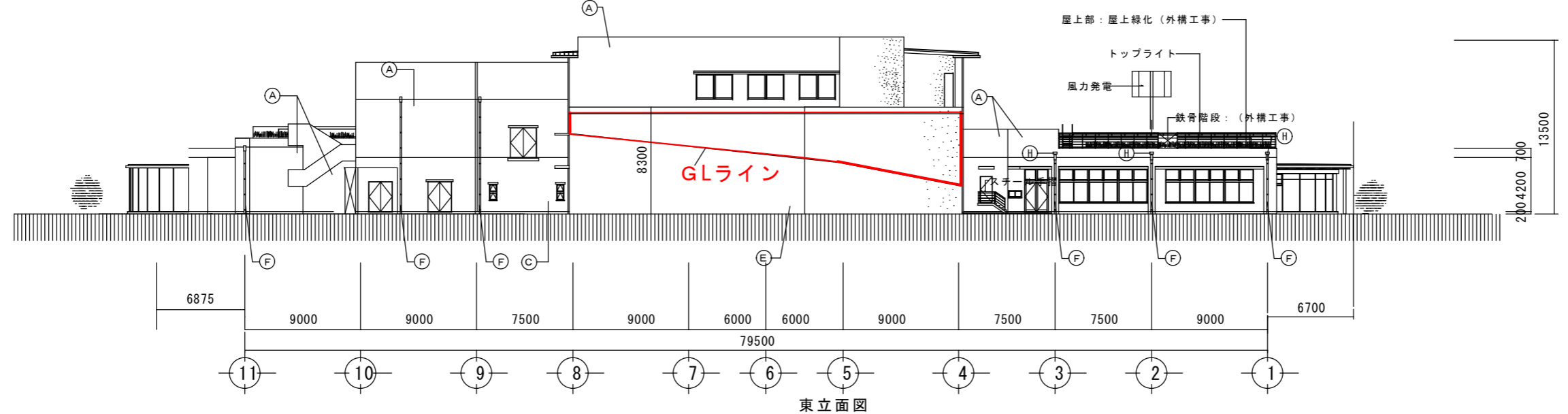
既設防水シート撤去、新規ウレタン塗膜防水箇所
 既設防水シート・接着剤アスベスト（クリソタイル）含有



図名	令和4年度 環境の杜ふれあい壁面防水修繕	図コード		図番	
図種	2階平面詳細図	縮尺	S=1/50	図番	A-08



既設防水シート撤去、新規ウレタン塗膜防水箇所



凡例	
(A)	コンクリート打放しA種 クリアー塗布
(B)	コンクリート打放しB種
(C)	-
(D)	垂鉛メッキ鋼管の上フッ素樹脂エナメル塗り
(E)	ゴムアスファルト防水シート張り
(F)	縦樋：硬質塩ビ管（樋径はドレン径による） VE塗装+ステンレス飾り網
(G)	縦樋：硬質塩ビ管（樋径はドレン径による） VE塗装
(H)	オーバーフロー開口 300x150
▽	外壁コーキング（目地巾25mm）
v	外壁神隠し目地（目地巾20mm）
—	庁舎案内版